

石川県公報

平成 29 年 11 月 7 日
第 13053 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示	公 告
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課) 1	○争議行為の通知公告 (労働企画課) 2
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指 定 (同) 1	○第46回採石業務管理者試験合格者 (河川課) 3
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の 廃止の届出 (同) 1	公安委員会
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅 介護事業所の廃止の届出 (同) 2	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 3

告 示

石川県告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年11月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
白山石川医療企業団	白山市倉光三丁目8番地	吉野谷診療所	白山市佐良ニ124番地	平成29年 7月25日

石川県告示第512号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年11月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
白山石川医療企業団	白山市倉光三丁目8番地	吉野谷診療所	白山市佐良ニ124番地	平成29年 7月25日

石川県告示第513号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成29年11月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
吉野谷村長	石川郡吉野谷村字市原丁 25番地	吉野谷村国民健康保険 診療所	石川郡吉野谷村字佐良二 124番地	平成17年 1月31日

石川県告示第514号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成29年11月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
吉野谷村長	石川郡吉野谷村字市原丁 25番地	吉野谷村国民健康保険 診療所	石川郡吉野谷村字佐良二 124番地	平成17年 1月31日

公 告

争議行為の通知公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、石川県医療労働組合連合会執行委員長 東幸枝から、次のとおり争議行為を行う旨平成29年10月30日通知があった。

平成29年11月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 事件

賃金引上げ等の要求

2 日時

平成29年11月10日以降、事件が解決に至るまでの期間

3 場所

金沢市赤土町ニ13番地6 社会福祉法人恩賜財団石川県済生会金沢病院、金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川総合病院、金沢市田中町は16番地 医療法人社団浅ノ川田中町温泉ケアセンター、金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団松原愛育会松原病院、金沢市沖町ハ15番地 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院、七尾市本府中町ワ部5番地 医療法人社団松原会七尾松原病院、七尾市中狭町イ部12番地 社会福祉法人松原愛育会七尾更生園、七尾市富岡町94番地 社会医療法人董仙会恵寿総合病院、羽咋市柳橋町堂田53番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会羽咋診療所、能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会寺井病院、能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会介護老人保健施設手取の里、小松市下栗津町ミ1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会小松みなみ診療所、輪島市堀町1字13番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会輪島診療所、金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会健生クリニック、金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会上荒屋クリニック、金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会有料老人ホームひだまり、金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院、金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会、金沢市天神町1丁目18番37号 金沢医療生活協同組合けんろく診療所、金沢市大豆田本町甲278番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあて、金沢市京町20番50号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションつくし、金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすみれ、金沢市上荒屋1丁目39番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪

問看護ステーションあい、金沢市天神町1丁目18番37号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションにじ、小松市一針町ホ47番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションかけはし、小松市下粟津町み1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすまいる、羽咋市川原町ア60番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションほのほの、金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会金沢医療事業共同組合、金沢市北安江2丁目10番18号 公益社団法人石川勤労者医療協会おたっしゅホーム城北、金沢市山王町2丁目75番地 公益社団法人石川勤労者医療協会ともだち村デイサービス、金沢市浅野本町2丁目23番21号 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームおんぼらーと、羽咋市石野町ト40番地 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームなが穂の里、金沢市浅野本町2丁目18番26号一般社団法人いしかわゆめ福祉サービス付き高齢者向け住宅ほやね城北における組合員が従事する全職場

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員のあらゆる合法争議行為

第46回採石業務管理者試験合格者

平成29年10月13日に実施した第46回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成29年11月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

受験番号

(南) 1、(石) 8、(中) 2、(奥) 2

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第131号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

平成29年11月7日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1(信号機の設置場所)金沢中警察署管内の表に次のように加える。

414	角間大橋詰交差点	金沢市若松町ミ3番地先	H29.10.11
-----	----------	-------------	-----------

別表第1(信号機の設置場所)金沢東警察署管内の表に次のように加える。

331	不動寺町	金沢市不動寺町ワ1番地2先	H29.10.6
-----	------	---------------	----------

別表第1(信号機の設置場所)金沢西警察署管内の表に次のように加える。

300	直江町南	金沢市直江町口31番地先	H29.10.13
301	松村4丁目北	金沢市松村4丁目412番地先	H29.10.13

別表第1(信号機の設置場所)白山警察署管内の表に次のように加える。

357	扇が丘中央交差点	野々市市扇が丘19番6号先	H29.10.11
358	笠間町	白山市笠間町603番地1先	H29.10.12

別表第1(信号機の設置場所)輪島警察署管内の表に次のように加える。

87	栄町南交差点	輪島市河井町22部71番地8先	H29.10.25
----	--------	-----------------	-----------

別表第1(信号機の設置場所)津幡警察署管内の表105の項を次のように改める。

105	木津中	かほく市木津口之部21番地1先	H4.4.30
-----	-----	-----------------	---------

別表第11（最高速度の指定）小松幡警察署管内の表179の項を次のように改める。

179	市道佐美串線	小松市佐美町117番地1先から 小松市串町35番地18先まで	約2,200 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付 自転車及びけん 引①②③を除 く。）
-----	--------	-----------------------------------	----------------	----------------	----	-------------------------------------

別表第11（最高速度の指定）2以上の警察署管内にまたがる表43の項を次のように改める。

43	主要地方道宇出 津町野線	輪島市町野町栗蔵り33番地1先から 鳳珠郡能登町字石井ト部1番地1先ま で	約8,100 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付 自転車及びけん 引①②③を除 く。）
----	-----------------	---	----------------	----------------	----	-------------------------------------

別表第1（信号機の設置場所）白山警察署管内の表285及び286の項を次のように改める。

285	削	除
286	削	除

別表第4（指定方向外進行禁止）輪島警察署管内の表52の項を次のように改める。

52	削	除
----	---	---

別表第9（追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止）珠洲警察署管内の表29の項を次のように改める。

29	削	除
----	---	---

別表第11（最高速度の指定）珠洲警察署管内の表85及び108の項を次のように改める。

85	削	除
108	削	除